

令和4年3月11日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する国道の区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道のうち、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路の区間や重要都市を連絡する区間等については、国が直轄で管理することとし、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）で指定しています。

今般、本政令を改正し、2. の区間を新たに指定します。

2. 政令改正の概要

一般国道375号、474号及び478号の3路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	追加区間	延長
一般国道375号	広島県呉市阿賀中央4丁目19番2～ 同市阿賀中央4丁目3537番1	0.3km
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3609番2～ 同区佐久間町川合783番2 (水窪佐久間道路)	13.7km
一般国道478号	京都府宮津市字宮村小字上914番2～ 京都府綾部市七百石町中溝13番 (京都縦貫自動車道)	23.4km
	3路線（3区間）	37.4km

3. スケジュール

- ・ 公布日：令和4年3月16日（水）
- ・ 施行日：令和4年3月19日（土）（一般国道375号、474号関係）
4月1日（金）（一般国道478号関係）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 山内、伊賀本、水田、田原（内線：37333、37334）

国道・技術課 森田（内線：37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）

FAX：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）